

新潟県准看護師試験の実施について（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、第67回新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験日時

令和2年2月9日（日）

午後1時から午後3時30分まで（受験者集合・着席は午後0時30分）

2 試験場所

新潟県庁 又は 新潟県自治会館

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 試験方法

筆記試験（マークシート方式）

5 受験資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で、厚生労働大臣が上記(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は原則として外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者

6 提出書類

提出書類等は以下の(1)から(6)までとする。なお、記載方法については「出願書類作成上の留意点」を参照すること。

- (1) 受験願書
- (2) 准看護師試験受験願書データ
- (3) 受験票
- (4) 写真

縦4.5cm×横3.5cm正面上半身（出願前6か月以内に脱帽して撮影）のものを、その裏面に学校養成所名（既卒者は卒業した学校養成所名）及び氏名を記入し、写真台帳に貼ること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。

ア 写真台帳の証明欄に、卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受けること。

イ 受験者本人が新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課において、写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示し、受験者本人である確認を受けること。

(5) 受験資格を証明する書類

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の卒業証明書若しくは修業証明書、又は見込の場合は、卒業見込証明書若しくは修業見込証

明書（卒業若しくは修業見込年月日が明示してあること。）

ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者にあつては、令和2年3月6日（金）午後5時まで（必着）に卒業証明書若しくは修業証明書、又は卒業判定証明書若しくは修業判定証明書を提出すること。

また、令和2年3月6日（金）午後5時までに卒業証明書又は修業証明書の提出がなされない者については、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課にその旨を連絡するとともに、卒業式若しくは修了式終了後、直ちに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

なお、指定された日までに必要な書類の提出がなされなかったもの及び連絡のないものについては受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し（原本を提示し写しを添付すること。）

(6) 返信用封筒

縦235mm×横120mm（長形3号）の返信用封筒に84円切手を貼付し、表面に郵便番号及び宛先を記載したものの。宛先は本人宛とし、令和2年3月中旬に確実に郵便物が届く住所を記載すること。

7 受験手数料 6,900円

(1) 納入方法は新潟県収入証紙を受験願書に貼ること。なお、納入した受験手数料は返還しない。

(2) 県外の出願者で新潟県収入証紙を必要とする者は、第四銀行県庁支店宛次のように手続きをすること。

ア 購入する者の氏名、住所、連絡先電話番号、購入希望の新潟県収入証紙の金種、枚数及び金額を記載した書面と返信に必要な切手を貼った返信用封筒及び必要な金額を同封の上、現金書留により下記宛申し込むこと。

宛先：〒950-0965

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁舎内第四銀行県庁支店県証紙担当宛

（電話025-285-7811）

イ 返信用封筒に貼付する切手は、必ず簡易書留相当分とすること。また、急ぎの場合は速達料金も追加すること。

ウ 返信用封筒に所要の額の切手が貼付されていないものについては、受け付けられないので注意すること。

エ 領収書の宛先は「購入する者の氏名」宛となること。

8 受験願書配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和元年10月15日（火）から令和元年10月25日（金）まで

(2) 配布場所

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(3) 郵送による配布

封筒に「願書請求」と朱書で明記し、表面に郵便番号及び宛先を記載した、縦332mm×横240mm（角2号）の返信用封筒に、受験願書1部35gとして相当額の切手を貼付したものを同封する。

ただし、配布期限である令和元年10月25日（金）（当日消印有効）までに、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に到着するように請求すること。

※ 電話やメールによる申込には応じない。

9 受験願書等の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

令和元年12月3日（火）から令和元年12月5日（木）まで

持参する場合、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は「簡易書留」とし、令和元年12月5日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(3) 提出方法

新潟県内の学校養成所を令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者については、原則として学校養成所を通じて受験願書等を提出すること。

ただし、既に学校養成所を卒業している者及び新潟県以外の学校養成所を卒業見込みの者については、個人で受験願書等を提出しても差し支えない。

10 受験票の送付

受験願書を受理したのち直接、又は学校養成所経由で受験票を送付する。

令和2年1月31日（金）までに、受験票が届かない場合は新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に照会すること。

11 合格発表

(1) 令和2年3月10日（火）午前10時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び新潟県のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表する。（電話等による照会には応じない。）

(2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する。（合格者には合格証書を郵送する。）

(3) 試験結果の開示

ア 内容

個人の総合得点

イ 方法

受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。

ウ 期間

令和2年3月10日（火）から4月6日（月）の午前9時から午後5時まで

（ただし、3月10日（火）は午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）

12 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者等で配慮を希望する者は、受験願書等の受付期間内に新潟県医師・看護職員確保対策課に申し出ること。申し出のあった者については、受験の際に、その障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

13 問い合わせ先及び提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係
（新潟県庁行政庁舎12階）

住所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5178（直通）